

# 現存開元年間籍帳の一考察

池田 温

まえがき

## 一 唐代の造籍

- 1 手實・計帳
  - 2 白案
  - 3 九等定簿
  - 4 點籍様(錄)
  - 5 造籍年次
  - 6 造籍關連文書概観
- 二 開元年間籍帳の様相
- 1 武周・開元初年籍帳の弛緩
  - 2 開元十年(籍)草稿及び開元四年籍抄録に見える檢括
  - 3 開元十年(籍)草稿に見える徴兵
- あとがき

まえがき

筆者は數年前に、現存する中國古代の籍帳類を可能なかぎり網羅して録文集を刊行した<sup>(1)</sup>。その内容は敦煌とトゥルファン盆地の二地域に限られ、年代的にも十六國時代の西涼の一點と西魏大統年間の一點を除くと、すべて唐代、それも殆ど

七世紀末から八世紀中葉にかけて、すなわち則天武后時代から玄宗の治世を経て大曆四年を下限とする盛唐中心の時期にかたまっている。そして武后時代・開元年代・天寶年代・大曆四年の籍帳は、一見して外形的に異り、内容を検討すると更に相互の類似よりも差違が目立ってくる。敦煌の天寶六載<sup>(七四)</sup>籍と大曆四年<sup>(七六)</sup>手實が、いかに驚くべき記載内容の變動と性格の相異を示すか、十數年前の舊稿で素朴な考察をめぐらして以來、籍帳の年代的變化とその背後にある社會や支配體制の變質が、いかに連關しているかの問題はつねに筆者の念頭を去らなかつた。

幸なことに最近數年間に籍帳研究は長足の進歩をみせ、山本達郎<sup>(3)</sup>・土肥義和兩氏<sup>(4)</sup>の精細な論考が現れ、書式の細部や記載の傳寫過程、或いは記事の信憑性について、唐代籍帳に關する認識には格段の深化がもたらされた。同時に新疆維吾爾自治區吐魯番地方で古墳の發掘調査が推進され、西州籍帳の新資料が續々發見された<sup>(5)</sup>。これら諸資料中、録文寫眞が公表されたものは未だごく一部に限られているが、それだけでも當代籍帳に對するわれわれの理解を畫期的に發展せしめうるものがある。本稿では開元年間の籍帳を中心に斷卷の零細なデータを手がかりとして、當代の造籍を特徴付ける政策志向をうかがい、當代史の理解を深める一助としたい。

## 一 唐代の造籍

造籍の基本法規は戸令に含まれ、なお敕格により隨時改訂が施こされ、關係細則は戸部式・計帳式に規定されていたが、今日では周知の如く唐代の令格式はままとまつた形では傳存しない。しかし造籍に關する戸令佚文と延載元年<sup>(六九)</sup>八月敕・景龍二年<sup>(七〇)</sup>閏九月敕・開元一八年<sup>(七三)</sup>一一月敕等を綜合し、日本の養老戸令當該條文と比較すると、兩者の類似は著しく、特に日本が改訂した若干の點を除くと、制度の大綱には共通面の多かつたことが知られる。従つて造籍規定に關し唐制を考える參考資料として(大寶)養老戸令は大きなより所となるであろう<sup>(6)</sup>。

## 1 手實・計帳

毎年作成される手實と計帳について養老戸令造計帳條は

凡造計帳、毎年六月卅日以前、京國官司(唐令は里正に作る)、責所部手實、具注家口年紀。若全戸不在郷者、即依舊籍轉寫、

并顯不在所由。收訖、依式造帳連署、八月卅日以前、申送太政官(唐では尙書省にあたる)。

と規定する。この條項が手實と計帳の作製手續きに關する基本規定であり、唐制にあつても、毎年各戸主から戸口と年齢に關する申告書(手實)を提出せしめ、前籍帳と照合しつつ官司が計帳を作製し、賦課すべき公課額を記入して中央に申奏するという制度の枠組は、共通していたと認められる。既に仁井田陞先生が注意されている如く、唐では計帳の提出に關し、

有計帳等、在令各有期限。(名例律略和) (誘人條疏) (9)

事有期會、謂若朝集使・計帳使之類、依令各有期會。(職律律公事應) (行稽留條疏) (10)

といった期限の規定があつた。公式令に定められていたと考えられる文書計會の時期が、

凡天下制敕計奏之數、省符宣告之節、率以歲終爲斷。京師諸司、皆以四月一日、納于(尙書) 都省。其天下諸州、則本司推校、以授勾官。勾官審之、連署封印、附計帳使、納于(尙書) 都省。常以六月一日、(尙書) 都省 都事集諸司令史對覆。

(六典卷一尙書都省・舊唐書) (卷四三職官志尙書都省)

のように六月一日であつたから、計帳の入京は遅くも五月末以前でなければならなかつた。開元一四年(七二六年)五月癸卯(廿六日)に戸部が計帳を進奏したことが舊唐書玄宗紀に見え、そこに「今年管戸七百六萬九千五百六十五、管口四千一百四十一萬九千七百一十二」と記録されるから、開元年間に計帳が全國府州から五月中に尙書省戸部へ届けられていたことは明らかである。そして養老賦役令計帳條に

凡每年八月卅日以前、計帳至、付民部。主計計庸多少、……九月上旬以前申官(太政官)。

と定められるに對し、通典(卷六食貨)に引く開元賦役令に

諸課役、毎年計帳至尙書省、度支配來年事、限十月三十日以前奏訖。云々<sup>64)</sup>

と見えるから、次年度の財政收支計畫を製作提出する期限も、日本では唐制より約二個月早く改めていたことが知られる。以上により、手實提出計帳製作開始及び計帳申奏期限に關し、わが大寶・養老令が唐制に大幅な變更を加え、唐戶令等と異なる日限を規定した點が確かめられたが、それ以外の手續きは唐制を踏襲したと解して支障ないであろうか。

さいわい正倉院文書中に大寶令時代の計帳數種が傳存し、日本の實例を參考とすることが可能である。日本の計帳には、<sup>65)</sup>④各戶主の手實を貼り繼いだ天平五年(七三三)右京計帳〔計帳手實〕、<sup>66)</sup>⑤手實をもとに國衙で淨書し太政官に送られた神龜三年(七二二)山背國愛宕郡計帳等〔計帳歷名〕、<sup>67)</sup>⑥當年の一國全體及び各郡内譯にわたり課戶・不課戶・課口・不課口・調庸額等を集計し、主計寮へ申奏した阿波國計帳斷卷〔大帳・國帳〕、の三類型が知られており、延喜主計式下には大帳式が收められ<sup>68)</sup>⑦の書式の全容も明らかである。大帳式の型式や用語を一見すれば、原形が唐計帳式にあった點は推察に難くない、具體的に西魏瓜州效穀郡(?)計帳様文書<sup>69)</sup>〔類型〕殘卷の書式・用語と類似點を指摘し得る。同時に日本の④⑦と西魏計帳様文書を比較すると、(1)西魏では田宅に關する詳細な記事を含むのに日本には無く、(2)日本では各人の容貌の特徵(黑子・疵・疣等)を注記するに比し西魏はこれを缺くといった重要な差異も留意されるのである。唐代については從來、三年一造の戶籍が多數發見されたにひきかえ、毎年作られる筈の計帳が見出されぬ點に不審が感ぜられていた。その爲戶籍文書中、公課記事を含むものが計帳ではないかと疑う説もあったが、山本達郎先生の研究により大足元年(七〇一)敦煌縣戶籍等に公課の租調を明記する實例が確認され、右の説は否定されることとなった。

ここで計帳と手實の關係、言葉をかえていえば④⑦類型の計帳に關して唐・日本兩者を念頭において検討を進める必要がある。大寶令の注釋書古記は、「手實は、戶主の造るところの計帳を謂うなり」(戶令造計帳)と注し、養老令の注釋令釋も「手實は、戶頭の造るところの帳をいうのみ」、同じく義解も「手實は、戶頭の造るところの帳」と同様に解して

おり、手實・計帳兩語がともに「計帳手實」④の略稱として使われていたことがわかる。一方唐においても、手實と計帳は毎年一貫して作成され、造帳費用としてまとめて毎戸一錢を徴してこれに充て、完成後の保存期間も同じく五比（五年）であつて、一體的な文書として扱かれていたようにみえる。初唐の顔師固が漢代郡國の（上）計につき、「計は今の諸州の計帳のごとし」と注するのは（漢書武帝紀元）<sup>63</sup> 日本の大帳⑤に相當する計帳の存在を示唆し、他方章懷太子李賢が後漢の遣使奉計に對し、「計は、人（民）庶の名籍、いまの計帳のごときをいう」とする（後漢書光武帝紀建）<sup>64</sup> 點は、戸籍と似た計帳歴名⑥様文書を念頭に有した状況を察せしめる。また吉田孝氏は、唐律令の手實の語を大寶・養老律令が計帳あるいは帳籍と改めた例を指摘され、日本の律令編纂者が計帳の語を唐とは異なる内容のものと理解していた可能性を想定されている。これと思ひ合されるのが現存する唐の手實の様相である。従前知られていた沙州燉煌縣懸泉鄉大曆四年手實は、基本的に戸籍の形式と同様であり、戸口の變動を別項にまとめることをせず、又公課の記載も完全に缺いていて、一見計帳とは全く別物にみえる。しかし戸口と田土に關し、各戸主の申告手實を州官が淨寫した⑦様式に對應する文書とみなすことは可能であろう。又近年吐魯番縣アスターナの古墓（64 TAM 35號）から、高昌縣載初元年手實十一點の出土が報ぜられ、その一部の寫眞が紹介された。その中で首尾完具する唯一例の寧和才戸は次の如きものである。

○周載初元年（<sup>六九</sup>〇年）一月西州高昌縣寧和才手實

（縫、背印）

- 1 戸主寧和才羣拾肆歲
- 2 母趙羣伍拾貳歲
- 3 妹和忍羣拾參歲
- 4 右件人見有籍
- 5 姉和員羣貳拾貳歲

6 「姉羅勝掣拾伍歳

7 右件人籍後死

8 合受常部田

9 一段二畝 常田 城北廿里新興 東渠 西道 南道 北曹君定

10 一段一畝 部田 城西七里沙堰渠 東渠 西張延守南張延守 北麴善亮

11 一段一畝 部田 城南五里馬堆渠 東張沙弥子西張阿仲南 北渠

12 一段一畝 部田 城西五里胡麻井渠 東渠 西麴文濟 南渠 北曹粟堆

13 一段卅步居住園宅

(縫、背印)

14 牒、件通當戸新舊口・田段畝數四至、具狀如前。如後有人糺

15 告隱漏一口、求受違 勅之罪。謹牒。

16 胤胤元寧壹 戸主寧和才牒

51 これは載初元年一月の日付けで戸主寧和才が提出した牒であり、「本戸の新舊口および田地畝數・四至をまとめて申告すること右の如くであります。もし後から、一人でも隠(した者)・漏(らした者)があると糺告するものがあれば、違救の罪を蒙むることをいけません。謹んで申し上げます。」というきまり文句を付す。一連文書中一部分だけ見られる王隆海戸の戸口記載には、各人に「篤疾」「衛士」という疾状・職資が年齢の下に記入され、寧和才戸の「見有籍」の個所が「見存籍帳」と記される如き差異が目につき、又牒末三行のみ紹介された大女張思別戸についても、寧和才戸の壹が一とされ、「井」字が加わり「漏」字を脱するという異同がある。戸籍は齊一な書式で毎戸が一様に登載されるのとは對

照的に、これら手實には各戸間に書式の細部の不一致が目立ち、これが各戸主の手實を連貼した様相を物語る。既紹介分には公課の記事が見えないが、不課戸や見不輸の例しか含まれぬので、もし課戸見輸のばあいには租調も登載される可能性を否定し得ない。この一連文書は右の三戸を含む計十一件を連貼し一七五種に達する卷子をなすと解説され、つぎめ裏に「高昌縣之印」が丁寧な捺されているから、縣衙で貼り繼がれた経緯歴然たるものがある。

従来知られていた沙州燉煌縣大曆四年手實(ロ)が戸籍と等しい記載内容を有し、縣印と共に沙州都督府印が捺されていたのに比すると、本手實(イ)の特性は明瞭であり、夫々が日本の④計帳手實(イ)と⑧計帳歴名(ロ)に對應すると一應みなすことが許されよう。

ここで参考のため、載初元年寧和才戸手實をもとに州衙で(ロ)形式の手實計帳を作成したときの記載を推測してみる。

戸主寧和才 年拾肆歲 小男 一不課戸

母 趙 年伍拾貳歲 丁寡

姉和員 年貳拾貳歲 中女 永昌元年帳後死

姉羅勝 年拾伍歲 中女 永昌元年帳後死

妹和忍 年拾參歲 小女

五畝 永業

五畝 冊步 已受

應受田伍拾壹畝 冊步 居住園宅

四十五畝 二百步 未受

|      |    |     |          |       |      |      |      |
|------|----|-----|----------|-------|------|------|------|
| 一段二畝 | 永業 | 常田  | 城北廿里新興   | 東渠    | 西道   | 南道   | 北曹君定 |
| 一段一畝 | 永業 | 三部田 | 城西七里沙堰渠  | 東渠    | 西張延守 | 南張延守 | 北麴善亮 |
| 一段一畝 | 永業 | 三部田 | 城南五里馬堆渠  | 東張沙弥子 | 西張阿仲 | 南    | 北渠   |
| 一段一畝 | 永業 | 三部田 | 城西五里胡麻井渠 | 東渠    | 西麴文濟 | 南渠   | 北曹粟堆 |

一段卅步居住園宅

かように手實の第4・7・8及び14〜16行を削り、代りに姉和員・羅勝の注記と應受・已受・未受の記載を加え、又各人の丁中別・戸の課・不課別及び地段の「永業」を記入し、なお四至の空欄を調査の上うめた筈である(□部分)。戸口の丁中別・身分については原手實に記入済みの例もあるから、官府で付加するのは課・不課別と受田の已受未受関係記事にはほ限られ、戸口異動は原手實の内容を各人の注記とするとどまる。これによってみれば、當代の原手實は戸口と田土に關し籍帳の基礎データの主要部分すべてを提供していたと稱して過言でない。新唐書<sup>卷五</sup> 食貨志に

凡里有手實、歲終具民之年與地之闊陔、爲鄉帳。鄉成於縣、縣成於州、州成於戶部。又有計帳、具來歲課役以報度支。<sup>85</sup>

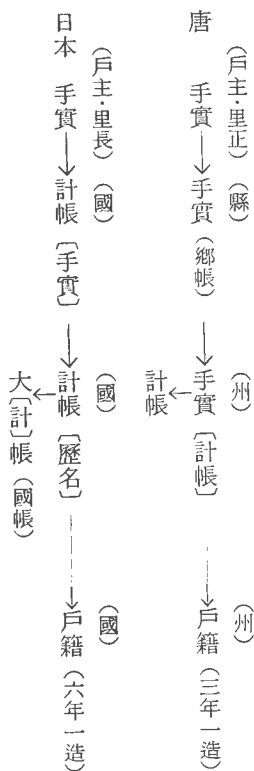
とある記事は、手實と計帳に關する一番まとまった資料として必らず参照されるものであるが、手實の實例①②を并せ考へることにより、その意味内容を一層鮮明になし得よう。すなわち「歲終」を基準時點とすることは、①の壹月の日付により確認され、かつ「民の年(齡)」と「地の闊陔(田土の廣狹)」を具する點も①②に明らかである。唐令により里正が手實作成に當つたことが知られるから、出來上つた手實計帳が郷帳と呼ばれるのは極く自然と領ずける。但だそれに續く文言(郷成於縣、州成於戶部)は、唐戶令を要約した六典(戶部)の<sup>卷三</sup>記事に

每一歲一造計帳、三年一造戶籍。縣以籍成于州、州成于省、戶部總而領焉。<sup>86</sup>



と見えるのと對照すると、計帳ではなく直接戸籍について述べたものと認められる。唐戸令には戸籍の送進や戸部での保存期間について規定があるに反し、毎年の手實計帳の上進や首都における保管について言及を見ない。これは三年一造の戸籍が國政の重要文書とされたに比し、手實計帳が軽く扱かれた事情を示している。しかし戸部で戸籍を勘檢するには毎年帳が必要であり、前掲李賢が後漢の上計に對應する唐の籍・帳を擧げる例に鑒み、更に日本古代に計帳歴名の京進が行なわれたことを考へ并せると、唐においても州で淨寫された手實計帳が毎年大帳型式の計帳と共に尙書省戸部に送られた可能性を否定し得ない。只制度の弛緩により計帳の申奏が大帳様のものに限られた可能性を考慮に入れておく要がある。

以上の解釋にあやまりなければ、唐制と日本制はほぼ左の如く對應を示し、



記載内容に田土を含む含まぬ等の大きな差異はありながら、籍帳システムの枠組は基本的に踏襲關係が確かめられるのである。

## 2 白案

延載元年 (六九) 八月敕 (唐會要卷八五國貌・冊府元) (總卷四八六邦計部戶籍收) と通典 卷七食貨 丁中 に引く開元廿五年戸令は同内容の規定で、

諸戸口計年將入丁・老・疾・應徵免課役、及給侍者、皆縣令親自形狀、以爲定簿。一定以後、不須(一作)更白。若疑有姦欺(一作)者、隨狀(一作)白定、以附手實。

の如く、縣令が自身で戸口の年齢・疾狀等を首實檢して定め簿を作れという。縣令の責任で毎年行なわれるこの首實檢は、白定・白闕・團白などと呼ばれ、縣の重要な行事であるとともにその結果が籍帳の改訂に活かされるたてまえであった。白定の際作成される帳簿が白案であり、日本の養老戸令造帳籍條集解に引用された唐の法例(六六二―七〇年に限られる司刑の官名見ゆ)に

陳訴(一作)兒籍年十五、白案年十六。據籍便當贖條、從白乃合徒役。州司有疑、令讞請報。司刑判、以籍爲定、本謂實年、年有隱欺、准令許白。案(不字)一定、刑役無依、未及改錯之間、止得據案爲定。

と見え、戸籍年齢に隱欺の疑いあって未だ改訂されぬ間は、白案に依れと司刑(部)により判示されている。現存籍帳にも白定の實例が見出されるのでその内容を一覽すると、

| 氏名    | 籍年齢 | 丁中身分等 | 籍注記                  | 白定内容    | 籍種          |
|-------|-----|-------|----------------------|---------|-------------|
| 1 董思勳 | 二二歳 | 白丁殘疾  | 轉前籍年廿<br>開元二年帳後白加就實  | 18 ↓ 20 | 開元四年<br>慈惠郷 |
| 2 郭思宗 | 二二歳 | 衛士    | 轉前籍年廿一<br>開元八年帳後白加就實 | 19 ↓ 20 | 開元十年<br>懸泉郷 |
| 3 楊大綯 | 一九歳 | 中男    | 轉前籍年廿<br>開元七年籍後白減就實  | 17 ↓ 16 | 〃           |
| 4 程思璟 | 一六歳 | 小男    | 轉前籍載卅<br>天寶五載帳後白減就實  | 19 ↓ 15 | 天寶六載<br>龍勒郷 |
| 5 程庭瓊 | 一五歳 | 小男    | 轉前籍載廿<br>天寶五載帳後白減就實  | 19 ↓ 14 | 〃           |
| 6 卑仙昭 | 一九歳 | 中男    | 轉前籍載十六<br>天寶四載帳後白加就實 | 14 ↓ 17 | 〃           |

7 趙明奉 二六歳 白 丁

轉前籍年廿  
大曆二年帳後白加就實

18 ↓ 24

大曆四年  
懸泉郷

の如く、なお西州の開元十三年籍断片かとみられる小片にみえる<sup>83)</sup>

「年伍拾玖歳 白丁 准開元拾年籍伍拾玖其年」も、あるいは白減の例かもしれない。

白(貌字の通用體)は容貌を實檢し年齢・疾種等を確認することを指し、白定の結果年齢が増加すれば「白加」、逆に年齢が若くなれば「白減」とされ、「就實」すなわち(従前のまちがっていた年齢を改め)實年齢に定める譯である。ここで、白定注記の「前籍年〇〇」とある年齢〇〇をどう解すべきか、問題になる。可能性としては

A 前籍時の年齢

B 白定年の年齢

C 本籍時の年齢

の三が考えられ、筆者は曾て7をB(大曆二年帳の後に廿歳を廿四歳に訂正)と解し、菊池英夫氏は2につき「前籍年(開元七年)既に廿一歳とされていたが、開元八年の白開でその誤なることが明らかとなり」とされ、Aを採られた。帳(手實計帳)と籍(戸籍)は共に年初(正月一日)を基準時點として作成される。従って某年帳或いは籍後の白定は、該某年の一個年内に行なわれたとみるべきである。そこで前掲七例につき再検討を加えると、Aをとると1は本籍で廿三歳となるべきで籍面と一歳くいちがい、6は籍面の十九歳と適合し中間の白定で加えられる餘地が無くなり、2も白減なら合うが原文に白加とあるので籍面の年齢と矛盾する。又Bを調べると、1・2共白加とすると籍面年齢を満足させることができな<sup>84)</sup>い。それに對し、Cによって計算すると白定時の年齢變更は前掲の如くなり、記事と矛盾を生ずることなく七例にあてはめることができる。かくて注記の解釋はCを採用すべき點が明らかとなった。すると注記の「轉」とは、前籍の年齢を基準に三年後の本籍の年齢を推算登録(轉載)することをいうと解され、七名が白定により年齢改訂を受けた時は、前掲の

如く十九歳が三例で最多、他も十八・十七・十四歳と十代半ばから正丁（廿歳）になる直前に集中していた事情が明瞭となる。この點は職員令を要約した六典卷三〇諸縣令が縣令の職掌として白定を規定する中で、特に五九（十・卅九・五九・七九・八九歳）を指定するのに合致し、年齢訂正がなかんずく中男に集中していたことを知る。白案は當然次年度手實計帳作成に参照され、注記が加えられ當人の年齢が書きかえられた。年齢に關し白定の經緯が右のように解明されるに比し、疾種等については何年の白定により決定されたか注記を缺くので未詳の點が多い。しかし現在知られる限りのデータでは左の如く<sup>64)</sup>

| 疾種            | 姓名   | 年齢  | 丁中等     | 籍種          |
|---------------|------|-----|---------|-------------|
| 1 殘疾          | 董思筋  | 廿二歳 | 白丁      | 開元四年<br>慈惠郷 |
| 2 癡疾          | 安懷節  | 卅四歳 | (白丁)(死) | 大曆四年<br>懸泉郷 |
| 3 //          | 令狐嗣宗 | 五九歳 | 老男(死)   | //          |
| 4 //          | 令狐海賓 | 四十歳 | (白丁)    | //          |
| 5 篤疾<br>(兩目盲) | 俎渠氏  | 五七歳 | 丁寡      | 開元四年<br>柳中縣 |

殘疾・癡疾は成年男性に集中し、女性に篤疾が一例あるだけである。この點は疾種注記も公課の減免に關わる中・丁男を特に對象としており、侍丁の給付を通じ親族等の公課免除にかかわる篤疾に限り女性も問題とされたものと解され、丁度岸俊男氏が明示された日本古代籍帳の三疾の現れ方と符合する。唐の白案は未だ遺存例を聞かぬが、そこには日本の計帳にみられるような容貌のめじるしが注記された可能性がある。

## 3 九等定簿

開元州縣鎮戍嶽濱關津職員令を要約した六典卷三〇縣令條の記述は、縣令の職掌の一環として

所管之戶、量其資産、類其強弱、定爲九等。其戶皆三年一定、以入籍帳。48

の如く三年ごとに管轄下の戸を九等に格付けすることを傳え、同じく開元戶令の造籍條項を要約せる六典卷三戶部條にも

凡天下之戶、量其資産、定爲九等。然後注籍、而申之于省。每三年縣司注定、州司覆之。每丁戶、以仲年。子・卯・酉。造籍、以季年。丑・辰・未・戌。49

と見え、三年ごとの造籍の前年に當る子・卯・午・酉の年に定戸が行なわれる制度であった。戸等の高低は、差科の先後や戸税額の多少を規定したから、國家の收奪に直接かわる要事であった。従つて萬歲通天元年七月廿三日敕が「天下

百姓の父母が外繼別籍せしめし者は、析つ所の戸の等第を並びにすべからく本戸と同じくし降下するを得しめざれ」と命じ（唐會要卷八五・冊）、開元十八年十一月の敕で「比來富商大賈は多く官吏と往還したがいに相憑囑して下等に居らんこと（府元龜卷四八六）」を求むるも、今より以後は更に然するを得ざれ」と正し（同）、更に天寶元年正月一日改元赦制は「百姓のうち或いは戸高

丁多にしていやしくも規避をなし、父母見在なるにすなわち籍を別ち居を異にするある」を案じ（唐大詔合集卷四・通典卷六）、

天寶四載三月敕に「今より以後つねに定戸の時に至らば、よろしく縣令に委ねて村郷とともに對定し、衆議に審らかにし察するに資財を以てせしめ、愛憎ありてもつて高下をなしその虚妄に徇がい均平ならざらしむるを容さず、毎等のうち皆

允當を稱せしめよ、云々」（唐會要卷八五・冊）と述べるにも伺われるように、少しでも戸等を低めようとする住民とそれを

チェックする縣官の火花を散らすかけひきの場ともなったのである。唐代の戸等制をめぐつては日野開三郎・松永雅生・

西村元佑・鈴木俊諸氏をはじめ多くの論考があり、制度と實態が可能な限り解明されてきたが、具體的な資産と戸等の關

係は直接の手がかりを見出せなかつた。さいわいなことに近時紹介された蒲昌縣文書は有益な事例を提供する。小型寫眞しか見られず筆者には判讀困難な個所が少くないが、参考のために左に讀める部分を移録しておく。

○唐開元廿一年(癸酉、七)十二月西州蒲昌縣九等定簿(□は寫眞判讀困難の文字。原本では明瞭のはず。)

1 蒲昌縣

2 當縣定戶

3 右奉處分、今年定戶、進降須平。郷父老等、

4 通狀過者。但蒲昌小縣、百姓不多。明府付

5 郷城父老等、定戶□□□□。人無怨詞、

6 皆得均平。謹錄狀上。

( 後 )

缺 )

( 前 )

缺 )

7 肆 戶 下 上 戶

8 戶韓君行年七十一老 部曲知富年廿九 宅一楯 菜園塙舍一所

9 車牛兩乘 青小麥捌碩 床粟肆拾碩

10 戶宋克儂年十六中 婢□力年卅五丁 宅一楯 菜園一畝 車牛一乘

11 牝牛大小二頭 青小麥伍碩 床粟拾碩

12 戶范小義年廿三五五品孫 弟思□年十九 婢□□年七十老 宅一楯

## 13 床粟拾碩

14 戶張君政年卅七<sup>9</sup> 衛士 弟小□年廿一<sup>自丁</sup> 賃房住 床粟伍碩

## 15 已 上 並 依 縣

( 後 缺 )

右の戸數合計と各戸記載上には計五類の蒲昌縣之印が捺されており、本斷卷が縣司注定して州に上申されたものと認められ、末行以下は州司の覆辭とみられる。蒲昌は小縣と記され、その正確な戸口數は未詳ながら二郷(千戸<sup>33</sup>)を出なかつたであらう。一縣で下上戸が僅か四戸という記事も數百戸の小縣なら可能である。毎戸、戸主名と戸内の丁・中男及び部曲・(奴)婢を登載するのは、「其の強弱を類する」操作に外ならず、宅・園・車・牛・穀物を登録してあるのが「其の資産を量る」に當るのは一目瞭然といえよう。本文書では、賤民を一人でも所有するか或いは丁男二名の戸が下上戸とされており、この點から下中戸以下には一般に賤民を含まず、又單丁を原則としたと推測される。一方資産に關しては園地以外の田地が見えぬ點がまず問題であり、蒲昌縣では常部田の口分田は資産に算えられていないようである。この點は當地の給田制の性格を考える上で看過し得ぬ所であるが、その詳細の検討は別の機會にゆずり、既にこの文書の紹介者新疆維吾爾自治區博物館と西北大學歷史系考古專業諸同志が指摘された如く、同じ下上戸でも資産の多寡が甚だしく決して均平とはいえぬ實情を確認するとどめる。翌開元廿二年五月敕が、「定戸の時、百姓の商戸に非ざるものの郭外の居宅及び毎丁一牛はもつて財貨の數に入るを得ざれ」と命ずる(冊府元龜<sup>34</sup>卷四八七)の鑑みるなら、この流沙の果の小縣の定戸も唐帝國全體に通ずる戸等制と基本的に共通の枠組が適用されていたと解して大過あるまい。

4 點籍様(録)

前掲載初元年手實の出土した同じ墓から、「高昌縣崇化鄉神龍三年點籍様(録)作」と縫背柱書のある文書が発見された。從來類例の全く知られなかつた文書であるが、當代造籍と關連深いものである點は明らか故、既紹介部分<sup>64</sup>を左に移録し簡單に検討を試みよう。

○唐神龍三年(七七〇)西州高昌縣崇化鄉點籍様

( 前 未 紹 介 )

- 1 合已受田五畝卅步  
(老男脱)
- 2 戶主曹伏食年六十七
- 3 口大小惣八 老男二 丁妻一 小女二 中女一
- 4 丁弟尸羅年六十 白丁
- 5 中男僧師年廿 中男
- 6 合已受田一十二畝卅步
- 7 戶主曹英益年卅 衛士  
(以下漏記)
- 8 口大小惣七 丁男
- 9 合已受田一十三畝卅步
- 10 戶主康壽感年七 小男

.....

(縫)



- 11 口大小惣七 小男一 丁寡二 小女三 中女一
- 12 合已受田八畝冊歩
- 13 戸主康演潘年五十一 衛士
- 14 口大小惣八 丁男一 丁妻一 小男一 丁女一 小女二 黄男一 黄女一
- ( 後 未 紹 介 )
- .....
- ( 前 未 紹 介 )
- 1 合已受田一十畝冊歩
- 2 戸主安義師年卅 衛士
- 3 口大小惣八 丁男一 丁寡一 丁妻一 小男二 丁女一 小女二
- 4 合已受田一十四冊歩<sup>(畝)</sup>
- 5 戸主蕭望仙年三 小男
- 6 口大小惣三 小男一 丁寡一 丁女一
- 7 合已受田五畝七十歩
- 8 戸主安善才年五十 勳官
- 9 口大小惣八 丁男三 丁妻二 丁女一 中男一 黄女一
- 10 丁男郭及年卅 衛士
- ( 後 未 紹 介 )

本文書には毎戸記事上に高昌縣之印が捺され、又縫背柱書にも縣・郷・年度夫々の上に計三顆の同印が捺される。紹介者

によると内容は、崇化郷安樂里の「毎戸丁口未授田の括附記録」及び「已に授田された勳官・衛士等毎戸の丁口・土地記録」とされ、全長二・八七米に達する殘卷中既紹介部分は全體のまゝ十位に當る。<sup>(6)</sup> 本點籍様(錄)の書式は、戸主及び丁男・中男の姓名・年齢・身分職掌を明記し、戸内全口を男女丁中老小別に人數の細計を擧げ、あわせて已受田合計額の畝數を登載している。神龍三年は丁度末<sup>セツ</sup>の造籍年に當るので、新籍に基づき縣政・國政に必要なデータを採録したのが本文書と考えられよう。丁・中男の詳記は簡點(府兵徵發)との關連を窺わせ、又全口類別登録と已受田額の表示は給退田の前提たるを示唆する。この文書で注意されるのは、手實と同様縣印の捺される入念な作成にもかかわらず、曹英盆戸の戸口類別記事が脱漏するほか書式の細部の不統一が存し、他方登載者に曹・康・安のソグディアナ出身の胡姓が目立ち、伏食・英盆・演潘等の名もソグド語を聯想させる點である。すなわち高昌縣では來住するソグド人に對しても、徵兵・給田等の點で漢人住民と一律な郷里支配を既に實施していた様相が浮かんでくる。西域に屬する西州の籍帳には、唐の内地のそれとは異なる種々の特徴も見られるけれども、造籍制度の基本は唐律令制が適用されている點に何の疑いも存しないのである。

## 5 造籍年次

六典等に傳える開元令の規定する丑辰未戌の造籍年が現存籍と符合するか否かは、玉井是博・鈴木俊<sup>(6)</sup>氏らの検討を経て、天授三年(≡長壽元年)<sup>(二六九)</sup>〜大足元年<sup>(七〇)</sup>の間に右の定制が成立し、開元後期にくずれ天寶以降は準據されなくなつたとする鈴木説が一般に採用されている。鈴木説の根據は、現存籍の實例と籍注に「某年帳後」「某年籍後」の表記がある點から、某年帳と注された當年には造籍が無かつたとする判斷にある。筆者の管見の範圍において、確かに敦煌籍帳は右の判斷が妥當するが、西州籍帳では「某年帳後」しか現れず、造籍年についても「某年籍後」と書かず「某年帳後」と記しており、右の基準は適用し得ない。この差は敦煌と西州の籍帳の書式の相違と認むべきものであり、年次の注記に

際し毎年作成される手實計帳をとって帳後と稱し（西州）、或いは特に造籍年に限り帳後といわず籍後と記す（沙州）のも實質には何の差も存在しない。従って西州籍の「永昌元年（六八）帳後死」の語から鈴木氏が永昌元年（年丑）に造籍が無かつたと認められた點は否定さるべく、西州高昌縣では垂拱二年（六八六）籍の存在が文書に確かめられるので、當時既に開元令と同規定が實施されていたと認められる。更に九年遡る儀鳳二年（六七七）二月廿四日敕が、今より以後省籍及び州縣籍を裝潢せよと命じているので、當年が造籍年であつたと推斷してよい。してみると國初の武德六年（六二三）三月に毎歲一造帳・三年一造籍を定めたという所傳と併せ考え、唐朝では武德六年から一貫して開元年代に至るまで、規則的に三年毎の造籍が勵行されていたと解され、現在それに抵觸する事實は知られていない。もし右の如く解してよいとすると、百年以上も續いた籍年の傳統が開元年間に崩れた意味は案外重大とならう。天寶三載（甲）籍が遺存し、三年前の開元廿九年（年巳）二月敕に造籍に際し州縣長官及び録事參軍に勘覆を加えよと命じ、同年の造籍が明らかであるので、この時既に籍年の定例を外れていたことがわかる。他方開元十六年（年辰）籍が知られ、開元十九年（年未）の造籍も開元十八年十一月敕等により疑いないから、結局開元二十年代に變化が生じたこととなる。

## 6 籍帳関連文書概観

以上個々に取上げて解説を加えた文書類の他にも、造籍に關係深い文書は色々ある。現物の遺存するものでは、縣令が毎年丁男を差科に注定する差科簿（色役・雜徭差發臺帳）があり、その内容については王永興・西村元佑・日野開三郎氏等の研究に詳説されている。また通典卷六に引く開元賦役令に

諸春季附者、課役並徵。夏季附者、免課從役。秋季附者、課役俱免。其詐冒隱避、以免課役、不限附之早晚、皆徵發當年課役。逃亡者附亦同之。（五）

と定めるから、毎年三・六・九月末に丁男の括附を内容とする四季帳が作られた筈である。そのほか造籍の参考として毎

年の手實・計帳の他に、前籍以降の戸口の異動をまとめて登録する戸口損益帳が作られたことも日本大寶令時代の原物の遺存<sup>70)</sup>などから推察され、ルコック探検隊將來の一断片(交河郡至德二載?戸口帳)は死・新生者のみ列記されるので、或いは戸口損益帳の類かとみられる。租庸調をはじめとする物納公課徴收の爲の簿帳が作られたこともいうまでもないが、當代の籍帳で戸口を登載する手實・戸籍には公課記載は非常に簡略化された形で付載されるにとどまり、文書體系が公課と戸口田宅に分化する傾向が著しい。そこで公課方面は省略し、以上のべてきた所をまとめて唐代の籍帳文書類の關係を簡單に表示すると左のようにならう。

|       |  |         |             |                  |  |      |  |
|-------|--|---------|-------------|------------------|--|------|--|
|       |  | 文書名     |             | 作製時期             |  | 作成主體 |  |
| — 年 — |  | 手實・計帳   | 正月          | 戸主手實↓縣手實↓州手實〔計帳〕 |  |      |  |
| — 每 — |  | 計帳      | 夏           | 州計帳↓尙書省戸部        |  |      |  |
| — 年 — |  | 白案      | 春           | 縣 (毎年小團貞)        |  |      |  |
| — 每 — |  | 四季帳     | 三・六・九・十二月末  | 縣                |  |      |  |
| — 年 — |  | 差科簿     | 春           | 縣                |  |      |  |
| — 每 — |  | 欠田簿     | 夏           | 縣                |  |      |  |
| — 年 — |  | 退田簿     | 冬           | 縣                |  |      |  |
| — 每 — |  | 給田簿     | 冬           | 縣                |  |      |  |
| — 年 — |  | 九等定簿    | 子・卯・午・酉年十二月 | 縣 (三年大團貞)        |  |      |  |
| — 每 — |  | 戸口損益帳   | 正月          | 縣                |  |      |  |
| — 年 — |  | 戸籍      | 丑・辰・未・戌年春   | 州 (三通、縣・州・尙書省戸部) |  |      |  |
| — 每 — |  | 點籍樣 (錄) | 春           | 縣                |  |      |  |
| — 年 — |  | 簡點簿     | 春           | 府州・折衝府           |  |      |  |

## 二 開元年間籍帳の様相

## 1 武周・開元初年籍帳の弛緩

則天武后の時代から開元初年にかけての三〇四〇年間に作られ、現在利用し得る籍帳は全體として甚だ乏しく、左の數件にとどまる。<sup>四</sup>

|   |               |         |        |     |     |    |
|---|---------------|---------|--------|-----|-----|----|
| イ | 周沙州敦煌縣效穀鄉大足元年 | (七〇一年)  | 籍      | 完戸  | 不完戸 |    |
| ロ | 唐沙州敦煌縣平康鄉先天二年 | (七一三年)  | 籍      | 〇戸  | 三戸  |    |
| ハ | 唐沙州敦煌縣慈惠鄉開元四年 | (七一年六年) | 籍抄錄    | 四戸  | 六戸  |    |
| ニ | 周西州高昌縣        | 敢初元年    | (六九〇年) | 手實  | 一戸  | 二戸 |
| ホ | 周西州           | 天授三年    | (六九二年) | 籍?  | 〇戸  | 二戸 |
| ヘ | 唐西州高昌縣崇化鄉神龍三年 | (七〇七年)  | 點籍樣    | (錄) | 五戸  | 三戸 |
| ト | 唐西州柳中縣高寧鄉開元四年 | (七一年六年) | 籍      | 三戸  | 四戸  |    |

(既紹介一部分)

右にあげなかつた一戸未滿の零細な斷片數種を含め、沙州・西州二地域の數所にまたがる相異なる年次の諸斷卷が存するか、遺存戸口數の僅少なのに比し代表性には一定の期待がもてるであろう。ここで籍帳の弛緩というのは、記載に正確さ

周到さが減少し戸口や田土の實態から乖離する傾向をいう。以下數項にわたり具體的データを列舉しよう。

戸口死亡率

イ一七名中四名死

邯屯屯 五一歳 白丁 聖曆三年帳後死

邯長命 一二歳 小男 同 右

張 師 六八歳 前校尉 聖曆二年帳後死  
雲騎尉

汎 氏 六一歳 寡 聖曆三年帳後死

ハ二四名中三名死

王 氏 三六歳 寡 開元二年帳後死

楊思言 一六歳 中女 同 右

董廻通 七五歳 老男 同 右

ニ 九名中二名死

寧和員 二二歳 (中女) (永昌元年帳後死)

寧羅勝 一五歳 (中女) (同 右)

ホ 四名中二名死

史那你盆 九歳 小男 永昌元年帳後死

史迦勒 一三歳 小女 同 右

ト二〇名中三名死

江抱義 一五歳 小男 開元二年帳後死

王盲禿 三六歳 衛士 同 右

季小娘 四八歳 丁寡 開元三年帳後死

右の如く沙州では四一名中七名(二七・二%)、西州では三二名中七名(二二・九%)が死亡とされる。うちニのみは前一年間、他はすべて前三年間のデータである。三年間で一七〇二%以上の死亡率は、古代の平均壽命の低さを考慮してもなお驚くべき高率といわねばならない。同じ敦煌で一五〇年前の西魏計帳(?)では一年間に五二名中二名死亡(三・八%)、三〇四〇年後の天寶六載龍勒鄯籍の三年間に一六三名中一三名死亡(八%)の數字に比しても、二〇三倍の高率を示す。

### 死亡年齢

全一四名の死者の年齢は、

|    | 一〇以下 | 一〇代 | 二〇代 | 三〇代 | 四〇代 | 五〇代 | 六〇代 | 七〇代 | 平均    |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 沙州 | 二    | 一   | 一   | 一   | 一   | 二   | 一   | 一   | 四五・六歳 |
| 西州 | 一    | 三   | 一   | 一   | 一   |     |     |     | 二二・六歳 |

の如く、沙州のデータに不審はないが、西州では低年齢特に十代に集中している點が注意をひき、そこに偽籍の可能性を認めるのである。

### 逃走

逃走乃至没落の例は

ハ戸主杜客生 四八歳 衛士 聖曆二年七月没落

妻馬氏 五七歳 衛士妻 同 左

男是々 二六歳 白丁 景雲元年全戸逃走

女法子 二二歳 中女 同 右

戸主 某 (不明 衛士?) 景龍三年全戸逃走

妻 (不明) 同右

ト(舊戸主) 翟祀君 五九歳 白丁 垂拱二年疎勒道行没落

の如く、沙州のハでは全九戸中二戸、在籍全廿四名中六名(二五%)が逃走或いは没落と注記される。天寶六載龍勒郷籍では十五戸百數十名中、

戸主 陰襲祖 八五歳 老男 久視元載全家没落

戸主 劉感德 八四歳 老男 延載元載全家没落

弟(曹) 思欽 四二歳 白丁 開元十五載没落<sup>附</sup>

の只三例しか没落が現われぬのに比すると、ハの逃走は非常に多い。

### 附 籍

他方、新生・括附による付籍の例は、沙州ではイの五戸十三人餘に對し〇、ハの七戸一八人餘に對しても〇であり、在籍者の減少傾向に拍車をかけている。一方西州ではニに漏付が一、ヘに三名の黃男女の新附が窺われ、トにも

弟(王) 思忠 四歳 小男 開元二年帳後括附

男(索) 仁惠 四歳 小男 先天二年帳後新生附

の如く二名の附籍があり、この面では正常な姿を示している。

### 男女數比

|   |     |     |   |     |     |
|---|-----|-----|---|-----|-----|
| イ | 男 九 | 女 八 | 一 | 男 三 | 女 六 |
| ロ | 男 一 | 女 〇 | ホ | 男 一 | 女 三 |
| ハ | 男 一 | 女 三 | ト | 男 二 | 女 八 |



のように、沙州ではおおむね正常であるに反し、西州では女口の比が高い傾向を示し、ここにも若年死亡過多と一聯の偽籍を示唆するものがある。

## 戸當口數

|   | 戸數 | 口數     | 除籍   | 附籍  | 戸當口數     |
|---|----|--------|------|-----|----------|
| イ | 五  | 一七↓一三  | 四人   | 〇人  | 三・四↓二・六+ |
| ハ | 七  | 二七↓一八  | 九    | 〇   | 三・九↓二・五+ |
| ニ | 三  | 一〇↓九   | 二    | 一   | 三・三↓三    |
| ホ | 一  | 四↓二    | 二    | 〇   | 四↓二      |
| ヘ | 七  | 四九     | (不明) | ( ) | 七        |
| ト | 六  | 二二↓二〇+ | 四    | 二   | 三・七↓三・三+ |

へを除くと戸當口數が異常に小さく、しかも除籍が多いので更に縮小傾向が著しい。へ(神龍三年點籍様)は例外的に多いが、未紹介の未授田部分の戸當口數はより小さい可能性があり、西州では全體に階層分化が進んでいて上下の開きが大きいので、たまたま残存部分に標準より多口の戸がまとまったものと解して恐らく大過ないであろう。

武后時代には逃戸の増大が社會問題として浮かび上ってくるが、開元初年までの籍帳を通じてうかがわれる戸口減少の顯著な傾向は、それと揆を一にするものとみられる。

## 2 開元十年〈籍〉草稿及び開元四年籍抄録に見える檢括

ところが開元十年沙州〈籍〉草案の内容は、開元四年までの籍に現れた弛緩傾向とは全く異なる様相を示している。懸泉郷・莫高郷に屬すとみられる當該文書は、既に指摘されている如く、「とりかえ」を意味する大字「兌」の記入があり、

原文に加筆訂正を加えた個所が目立ち、末尾は鈔寫中斷の形で整わず、同内容重複の二葉が含まれ、更に本來一連でない紙葉が無造作に連貼されている、等の諸點から廢棄された草案の類と認められるものである。従つてもとよりその史料價値は籍帳原本と同一視し得ぬけれども、その大部分の内容は原本と相違無く、籍帳に准ずる資料として分析の對象とするに支障ない。懸泉郷の分は五斷卷（うち二は同内容）で七戸卅二人餘を含み、莫高郷の方は二斷卷、二戸五名を含むにすぎぬが、一見してめだつのは除籍に比し附籍が多いことと兵役關係の注記が頻見することである。懸泉郷の七戸中、死者は二例（老男六五歳・白丁三七歳）に對し、新生附二例（黃男三歳・黃女三歳）と漏附三例（小男六歳・小女一四歳・小女九歳）のほか合貫附とされる一例四名（丁妻五〇歳・衛士三歳・中男一七歳・中女一九歳）を算え、全體で七名増えている。この合貫とは、

戸主郭玄昉年伍拾陸歲 白丁下戸 課戸見輸

妻 李 年伍拾 歲 丁妻 開元七年籍後被其年十二月十三日符從  
尊合貫附

男思宗 年貳拾貳歲 衛士 轉前籍年廿一開元八年帳後自加就實被開  
元七年十二月十三日符從尊合貫附開元九年歲  
後奉其年九月九日格點入年籍後彼

男思楚 年壹拾柒歲 中男 被開元七年十二月十三日符從尊合貫附  
年籍後彼

女伏力 年壹拾玖歲 中女 被開元七年十二月十三日符從尊合貫附

女无上 年玖 歲 小女

女小小 年壹拾肆歲 小女 開元八年帳後漏附

女娘娘 年玖 歲 小女 開元八年帳後漏附

71 の如く、五六歳の白丁戸主郭玄昉と娘一人の戸に、開元七年十二月十三日の符により妻李氏と子息の思宗・思楚二名及び

娘一人計四名が合貫附籍されたものである。郭思宗下の注記によると、開元八年帳後と開元九年帳後の中間に右の合貫記事が連寫されている。そして文頭の「被」字を抹消し「籍後被」三字を行間に補記する點は、内容の變更ではなく籍注の形式を齊一にするための操作とみられよう。この書き直しは男子二名の注にのみ加えられ、女子伏力の注は直されていないのは、本文書が草案にすぎず以下同様の意味合いで記入を省略したのであろう。合貫による變更の時點はやはり開元八年帳後であったとみられ、この時には同時に娘二人が漏附として付籍され、郭玄昉の戸は前籍（開元七年）の二名から一舉に八名へと口數が著増した。

夫妻・父子が別籍に貫せられるのは常態でなく、そうなる原因としては、武后時代頃の成立と推定される判集中に、隋末の亂離を経て母が楊州に残され宋里仁三人兄弟が夫々別の邊州（甘州・幽州・□州）に付貫徴兵されて母の老疾を見舞うことができぬので何とかしてほしいという申請に對し、「子を移して母に従がうは理において疑がうところなし」という趣旨の決裁が作られている例にみるごとく、戰亂・飢饉等による一家流亡・離散を契機とするのが一般であった。右の判中に「俱に邊貫に霑つき並びに軍團に入る。各おの憲章はには限はまれ覲謁するに由なし」とあるように、戸令は邊州から他州への移住を禁じ、特に兵士に徴發されている三人兄弟は法により移居を許されぬたてまえである。にもかかわらず老母に侍するため母の住所に合貫すべしと判しているに明らかなごとく、家族倫理に根據をもつ親屬の合貫は、國法や軍事的配慮にも優先する問題であった。郭玄昉戸のばあいは、妻子が他地域に附籍された形跡がみえず、同郷内の別貫であったとすると意識的作偽の可能性も考慮される。いずれにせよ妻と二男一女が郭玄昉戸に合貫されたのは、開元八年における州縣官による檢括の結果と解さざるを得ないのである。

開元十年籍草案のこの檢括合貫例を念頭におくと、本草案と一括して紙背利用されている開元四年慈惠郷籍抄録に兩見する楊法子戸のばあいも、開元八年の縣官の調査に際し舊籍の兩貫がチャックされ抄録されたものであろうと推察される。楊法子戸に關する記事は次のごとく、

⑨ 13行

戸主楊法子 年參拾玖歲 衛士下下戸 課戸見不輸

母 王 年柒拾參歲 寡

一十四畝永業

壹拾伍畝已受

合應受田壹頃參拾壹畝

一畝居住園宅

一頃一十六畝未受

一段壹拾肆畝永業 城東廿里千渠東 西南北

一段壹畝居住園宅

内は推補

⑩ 10行

戸主楊法子 年參拾玖歲 衛士下中戸 課戸見不輸

妻 陰 年參拾陸歲 衛士妻

男 乾 年 捌 歲 小男

女 娘 子 年壹拾貳歲 小女

廿畝永業

參拾玖畝已受 一十九畝口分

合應受田壹頃壹畝

六十二畝未受

一段壹拾肆畝永業 城東廿里千渠 東渠西渠南陰思廉北渠

一段壹拾貳畝六畝永業  
六畝口分 城東廿里千渠東楊義節西楊通仁南道北自田

一段壹拾參畝口分城東廿里千渠東 西南北

⑨には母と二名、⑩には妻子と四名で付籍されている。同姓同名・同年齢・共に衛士の楊法子が同名異人でなく、同一人に他ならぬ點は疑問の餘地がない。本ケースは兩貫の際、戸等がいかに定められるか(⑨下下戸・⑩下中戸)、已受田がいかに登載されるか(⑨永業一四畝+園宅一畝・⑩永業二〇畝+口分一九畝)等の興味あるデータを提供する。同じ慈惠郷内の兩貫であるから、民戸の側の意識的偽籍の範疇に入る點は明らかで、恐らく楊法子が成丁となり婚姻した時點で別に一戸を作り登録することに成功したのである。田土については永業の一四畝一筆が、二個所に登録されているらしく、⑩に園宅が無いのも同戸兩貫とすれば當然のことと理解されよう。右の解釋が誤っていないなら、開元四年慈惠郷籍抄録と呼ん

できたものは、實は開元四年に書かれたのではなく、同八年以降の檢括に際し舊籍（開元四年籍）から關係部分を抄録したものとすることになる。◎に楊法子に續いて登載される王妙智・余善意戸の場合も、これと關聯して檢討するに値しう。

◎ 11 16

戸主王妙智年伍拾陸歲 寡 先天二年籍後出嫁入縣內燉煌縣臨池里戸主張有仁爲妻

女楊王年壹拾捌歲 中女 開元三年帳後出嫁入里內戸主余善意孫男伏保爲妻

戸主余善意年捌拾壹歲 老男 下中戸 課戸見輸

孫男伏保年貳拾壹歲 白丁

保妻楊 年壹拾捌歲 丁妻 開元三年帳後娶里內戸主王妙智女楊王爲妻

計 租 二石

本來の戸籍の書式では、戸口が逃走・出嫁等で居なくなつたばあい、當戸の受田の處置が明記されること、開元四年西州柳中縣籍の

戸主大女白小尙年拾玖歲 中女代母貫下下戸 不課戸

母季小娘 年肆拾捌歲 丁寡開元參年帳後死

壹段肆拾步居住園宅

右件壹戸放良其口分田先被官收訖

或いは天寶六載燉煌縣龍勒鄉籍の

戸主陰襲祖載捌拾伍歲 老男 久視元載全家沒落 下中戸空 不課戸

合應受田伍拾壹畝並未受

の如くである。従つて田地記事を缺く王妙智戸の記事二行は開元四年籍の該戸記載の全部ではありえず、必要な二行のみ抄出したものとみられる。また余善意戸がもとと隣接登録されていた蓋然性は乏しく、出嫁先を併せ示すため本來離れて登録されていたのを續けて抄録したと推測してあやまりないであろう。残る杜客生・氏名不詳某戸共に「全戸逃走」の注記を伴う點を併せみると、開元四年慈惠郷籍は後の戸口檢括に際し、前籍帳の書類點檢が實施され問題のある戸口變動を含む個所のみを抄録し、籍帳訂正の参考・控えに使用したものと解され、その移動注記を通じて檢括が多面にわたり一郷内の數十人以上を對象に把えた情況を察せしめるのである。かように解してはじめて、同籍にまつわる不審事項の數々——縫背注記がありながら内容不連續・本來存すべき記載の脱落・已受田集計と各筆記事の不一致等——が矛盾なく説明され得よう。

### 3 開元十年〈籍〉草稿に見える徴兵

開元十年懸泉郷〈籍〉草案の注記を通じ、當時廿一歳の郭思宗及び廿四歳の楊守忠が衛士に點入され、また五七歳の趙玄表が衛士十周已上として間〔簡〕<sup>えう</sup>び放出され白丁となつたこと、また同年莫高郷?〈籍〉草案から五〇歳の王萬壽が没落により衛士から放出されて白丁となつたことを知る。これらの諸例はみな開元九年九月九日格を奉じと明記されており、同日付けの衛士の點入と放出に關する重要な施策を内容とする格により、敦煌でも多數の徴兵・除隊の實施をみたのである。目下筆者は寡聞にして本格に關する文獻所傳を見出していないが、この九月九日に發布された衛士を對象とする行政命令は、成書をなす法典の格ではなく、當代に簡點格とよばれた類の敕令であろう。開元十年籍は、十年正月から沙州で造籍に着手し同三月末までに三本を完成する戸令の制度であつたから、この草案は同年春作られたものとみられ、前年九月九日の格が、三千七百餘里を距てる敦煌においても即時に勵行され、同年末までの約三個月間に點入と簡出が相當人數にわたつて實施されたことを確かめ得る。天寶十載<sup>(七五)</sup>一年<sup>(七五)</sup>ごろとみなされる燉煌縣差科簿に登載される衛士の人數と

年令を調べると、開元九年に廿一〜廿四歳であったはずの衛士が前後の年代の衛士に比し数が多く、該時点における徴兵の規模がきわだっていたことを裏書きする。開元八年秋冬には突厥が甘州・涼州へ侵寇し、同年契丹の擧兵により營州も震恐した。さらに河曲六州胡の大規模な叛亂が翌年にかけて朔方を騒がせた。唐は王峻らの率いる討伐軍を發し、九年秋には叛胡を執えて亂を平定することができた。開元年代には稀有のこの對外緊張を背景として、玄宗は九年正月の詔で武士を求訪しており、一應六州胡を討平した時點で軍事力の強化安定を策す格を發し、老兵の任を解き新衛士の點發を圖つたと解される。かかる大規模な衛士徵發が西邊の敦煌において可能であった前提に、武后時代以來弛緩していた人民把握に對し、開元八・九年に至り戸口の檢括に努めた成果が存したことは推察にかたくない。すなわち開元十年籍に至って、唐朝の戸口把握は再び強化され籍帳面にもその成果が認められるのである。

### あとがき

以上敦煌を主とする現存籍帳の零細な斷片をめぐって、唐代前期の籍帳制度を概観し、更に武后時代から開元初年にかけての籍帳の敗壞傾向と開元八・九年以降における檢括ひきしめの實態を一覽してきた。敦煌乃至吐魯番出土資料の微視的分析にうかがわれる右の動向は、はたして唐帝國全體の動きとどのようなかわりをもつてあるうか？ 當代の戸口統計の數字は左の如く

戸 數                      口   數

神龍元年(七〇) 六一五、六一四一 三七一四、〇〇〇〇+ 會要二〇八  
通鑑二〇八

開元一四年(七二) 七〇六、九五六五 四一四一、九七一二 舊唐書  
通鑑二二三

〃 二〇年(七三) 七八六、一二三六 四五四三、一二六五 通典  
舊唐書 七  
通鑑二一八

開元二二年(七三) 八〇一、八七一〇 四六二八、五一六一 六典 三

〃 二八年(七四) 八四一、二八七一 四八一四、三六〇九 舊唐書三八  
通鑑二二四

天寶元年(七四) 八五二、五七六三 四八九〇、九八〇〇 舊唐書一九  
通鑑二一五

〃 元年? 八三四、八三九五 四五三一、一二七二 通典 七

〃 一三載(七五) 九〇六、九一五四 五二八八、〇四八八 舊唐書一九  
通鑑二一七

〃 一四載(七五) 八九一、四七〇九 五二九一、九三〇九 通典 七

八世紀前半を通じ増加の一途をたどり天寶末期のピークに至っている。五〇年間で四十數%の戸口増は平均年増加率一%弱というきわめてゆるやかな漸増であり、それが半世紀も持續した所に中國史上稀有の相對的安定期たる盛唐の榮華がもたらされた。もっとも載籍戸口が實在戸口のどれだけをカヴァーしていたかは必ずしも明らかでなく、かつ載籍戸口自体にも偽籍に伴なうゆがみを含む點を考慮するなら、戸口漸増を單純に肯定的評價と結びつけるには慎重を要する。ただ右統計を通じ、開元十年代の戸口増が前後に比し特に大きい點は注意しておいてよい。この點は巨視的に當代括戸政策の成果の反映と解して支障ないであろう。全國的な傾向の中にあつて敦煌地方も同様に戸口増加を記録した。敦煌地方(沙州)の唐代戸口統計で今日傳わる數字は、

A 戸 四二六五 口 一六二五〇 舊唐書 四四〇  
新唐書 四四〇

B 戸 六四六六 口 一六二五〇 元和郡縣志四〇

C 戸 六三九五 口 三三三三四 通典卷 一七四

77 の三種で、Aは貞觀年間らしく、Bは開元と明記され、Cは燉煌郡とある點から天寶時代と推定される。結局初唐から盛



唐にかけ戸數は約五割増、口數は倍増しており、全國的傾向と大體併行していたとみられ、開元年間に戸數充實のみられた點は確認し得る。

かかる開元時代の敦煌の繁榮の象徴とも稱すべきは、莫高窟に南大像が建造されたことである。千佛洞に聳立する南北二大像の一つである南大像は、開元年間に僧處諺が郷人馬思忠らと造立し高さ一二〇尺と莫高窟記(107)に記されている。咸通六年(八六)正月に書かれた本記は唐代の特筆すべき造像として南北兩大像のみあげる。従ってこれらが當代から重要な紀念事業として郷人に周知されていたことが伺われ、北大像の造顯された延載二年(六九)と開元年間が莫高窟の盛容を象徴する年代であった。他方燉煌縣の開元一四年の一連牒案は管下の欠負錢の追徴が勵行されていた次第を傳えており、當代官紀の一定の厳しさを示す。天寶六載戸籍に顯著にあらわれている女口過多、男女數不均衡の擴大や、天寶十載頃差科簿にみえる從化郷の死亡・逃走の過大等、籍帳支配の弛緩を示唆する現象との對比において、開元十年〈籍〉などに現れた戸口檢括・籍帳整備の志向は注目に値するものといわねばならない。

ここにおいて従來唐代史研究諸家の夙に注目され數多の論考が積重ねられてきた當代宇文融の括戸政策(108)について、我々是一個の具體的視點を加えることが可能と思われる。當代史の一般的背景や括戸政策の研究史及び問題點については、近年の礪波護氏の要を得た概觀等(109)により周知の所であり、紙幅の制約もあるのでここでは殆ど省略に従がう。ただ逃戸を檢括し、客戸を付籍し剩田を把握し、律令制支配を再編強化しようとするいわば傳統擁護者としての側面と、勸農使等使職の職權を通じ皇帝のために財源擴張に努め、聚斂の臣として新たな財政官僚のさきがけと位置付けられる反面をあわせもつ宇文融ならびにその政策を、正當に再評價するため我々に残されている課題はなお大きい現状にある。本稿の敦煌籍の檢討の結果、開元七年十二月十三日符により不法に分離せる戸口の合貫實施が知られたが、これは開元九年正月の監察御史宇文融の著名な戸口檢括の上言に先立って、既に戸口把握強化の施策が存したことを教える。すなわち彼の括戸政策は遠く武后時代の李嶠らの逃戸對策を受つぐものであると同時に、開元初年以來の濫官・僧道淘汰や私鑄禁止等一連の綱紀

肅正につらなる籍帳整理を一段と強化した施策に他ならなかった。籍帳こそ郷里を通じ均田・租調役・府兵等諸制度の組合わさった律令制支配を貫徹する必須の要具であり、その整備はすべての支配の基礎となる。括戸政策の成否も一にかかつて籍帳の整理如何に存したと稱して過言でない。してみると彼の上言の翌年、都から遙かに距たる西邊沙州の造籍に、如上の檢括成績が認められる點は注目に値しよう。更にドイツ探檢隊がトゥルファン盆地から將來した戸籍斷片には、開元十年十<sup>(一或)</sup>月廿一日勅により虚掛口が削除された旨の注記を見出し、更に西方の西州にまで籍帳點檢の及んだことを知る。かように開元十年・十三年籍に籍帳整理の著しい形迹を見出すことは、宇文融括戸政策が西邊の河西道にまで一定の効果を齎した様相を確認させる。同時に開元十年の敦煌で府兵の多數徵發をみた點から、籍帳整備と徵兵の密接な連關を見出す。當時西邊の沙州においてはなお衛士徵兵によって兵備の充實が實施されていたのであり、府兵制が未だくずれいなかつた點は明らかである。もとよりこの時代が巨視的にみて新兵制の擡頭時期にあたり、十二衛の宮衛兵士が新たな驕騎にきりかえられ、邊防に健兒が差發されるようになり、府兵制が有名無實化におもむきつあつたことは周知の通りであるが、それを強調するあまりなお現實に機能をもつた衛士の徵發を無視してはなるまい。

要するに開元の括戸政策は、府兵制崩壞の對應策といった限定的性格の施策にとどまらず、數千萬の人民と専制王朝の苛烈な階級鬭争の底流の上に展開された支配權力の體系的な體制強化策であつて、特に人民把握の原點をなす籍帳の點檢整備に焦點をすえたものであつた。我々は敦煌籍帳草案の零細な斷卷にもそのなまなましい息吹きを感じるのである。

### 註

- (1) 池田「中國古代籍帳集録」北海道大學文學部紀要一九一四、一九七一年。以下引用の際は「籍帳集録」(抽印頁數)と略稱。

- (2) 池田「敦煌發見唐大曆四年手實殘卷について」東洋學報四〇

一一、三、一九五七年。

- (3) 山本達郎「敦煌地方における均田制末期の田土の四至記載に

關する考察—(一)開元十年籍草案と大曆四年手實との比較—、(二)現在の戸主と過去の戸主—、(三)四至を書き變える手順—」東方學會創立二十五周年記念東方學論集・東方學四六・四八、一九七二—七四年。

- (4) 土肥義和「唐令よりみたる現存唐代戸籍の基礎的研究」東洋

學報五二一・二、一九六九年。

- (5) 倒えば貞觀十四年九月安菩陀延手實(文物一九七二一、二四頁圖四〇、一二頁解說。「新疆出土文物」一九七五年、圖版五六頁八六)。載初元年一月高昌縣手實(文物一九七三一一〇、二五頁圖四六、二三頁解說。「中華人民共和國出土文物展覽展品選集」一九七三年、圖版二三六號)下文五〇一一頁。開元四年高昌縣安西鄉安樂里籍(文物一九七三一〇、六〇頁圖一一)。開元廿一年十二月蒲昌縣九等定簿(文物一九七五一一七、二二頁圖一六、一四頁解說)下文五九一六〇頁。神龍三年高昌縣崇化鄉點籍樣(錄)(文物一九七三一一〇、一三頁解說。「新疆出土文物」圖版五九頁九〇。人民畫報一九七五一一、四一頁歷史文物上圖)下文六一一二頁。
- (6) 「籍帳集錄」一五一—一七頁參照。なお唐代の造籍制度については玉井是博「燉煌戶籍殘簡について」東洋學報一六二、一九二七年(支那社會經濟史研究)所收二五二—二六頁。仁井田陞「唐令拾遺」一九三三年、二三九—四四頁。同「唐宋法律文書の研究」一九三七年、六五四—六一頁等。菊池英夫「唐代史料における令文と詔敕文との關係について」「唐令復原研究序説」の一章—北海道大學文學部紀要二二—、一九七三年、五〇—五六頁。參照。
- (7) 令義解(新訂增補國史大系本、以下同)九六頁。仁井田陞「唐令拾遺」二三九頁。
- (8) 仁井田陞「唐令拾遺」二三九—四〇頁。
- (9) 唐律疏議(光緒庚寅重刻本影印)卷四、三〇六—一七頁。
- (10) 唐律疏議卷一〇、五四六頁。
- (11) 六典(近衛版影印)卷一、廿八背—廿九表。舊唐書(中華書局標點本)卷四三、一八一—一七頁。
- (12) 舊唐書卷八、一八九頁。
- (13) 令義解、一一八頁。
- (14) 通典(商務印書館十通本)卷六、三三三頁。仁井田陞「唐令拾遺」六七四頁。
- (15) 宮本教「戶籍・計帳」(「古代の日本」研究資料)所收)一九七一年、二五九、二七〇—一七一頁。
- (16) 延喜式(新訂增補國史大系本)卷二五、六二七—四二頁。
- (17) 仁井田陞「燉煌等發見唐宋戶籍の研究」國家學會雜誌四八—七、一九三四年、五〇頁註一。鈴木俊「唐代の戶籍と稅制との關係に就いて」東亞七一九、一九三四年、二〇頁。同「唐の均田制と租庸調制との關係に就いて」東亞八一四、一九三五年、一五頁。
- (18) 山本達郎「敦煌發見の大足元年籍と漢書刑法志」鈴木俊教授還曆記念東洋史論叢、一九六四年、七一—八頁。
- (19) 令集解(新訂增補國史大系本)二八二頁。
- (20) 令集解、二八二頁。
- (21) 令義解、九六頁。
- (22) 漢書(中華書局標點本)卷六、一九七頁。
- (23) 後漢書(中華書局標點本)卷一下、六三頁。
- (24) 吉田孝「戶令補注」18 a 戶籍・計帳(日本思想大系「律令」所收)岩波書店、一九七六年、印刷中。
- (25) 「中華人民共和國出土文物展覽展品選集」一九七三年、一三六號。

- (26) 文物一九七三一一〇、二五頁圖四六。
- (27) 文物一九七三一〇、一三頁。
- (28) 新唐書(中華書局標點本)卷五一、一三四三頁。
- (29) 六典卷三、三〇表。
- (30) 彌永貞三「山背國愛宕郡計帳について」史料編纂所報八、一九七四年、一六一七頁。
- (31) 唐會要(商務印書館國學基本叢書本)卷八五、一五五五頁。冊府元龜(中華書局崇禎版影印)卷四八六、五八〇九頁。
- (32) 通典卷七、四二頁。「唐令拾遺」二四二一三頁。
- (33) 令集解、二八六頁。
- (34) 1 「籍帳集錄」七三頁。2 同七九頁。3 同八一頁。4 同一一二頁。5 同一一六頁。6 同一二二頁。7 同一二五頁。
- (35) 「籍帳集錄」一六三頁。
- (36) 干祿字書去聲には「皀白貌 上俗中通下正」とみえる。
- (37) 池田「敦煌發見唐大曆四年手實殘卷について」東洋學報四〇一一、七〇頁。
- (38) 菊池英夫「唐代府兵制度拾遺」史林四三一六、一九六〇年、二二二頁。
- (39) 六典卷三〇、三四背。
- (40) 1 「籍帳集錄」七三頁。2 同一一三〇頁。3 同一二二頁。4 同二三四頁。5 同二五四頁。
- (41) 岸俊男「籍帳にみえる殘疾・廢疾・篤疾」(日本古代籍帳の研究)塙書房、一九七三年所收)一四一—一五四頁。
- (42) 六典卷三〇、三四背。
- (43) 六典卷三、三〇表一背。
- (44) 唐會要卷八五、一五五七頁。冊府元龜卷四八六、五八一〇頁。
- (45) 唐會要卷八五、一五五七頁。冊府元龜卷四八六、五八一〇頁。
- (46) 唐大詔令集(商務印書館校印本)卷四、二二頁。冊府元龜卷五九、六六二頁、同卷八六、一〇一七頁。同卷四八六、五八一頁。
- (47) 唐會要卷八五、一五五七—八頁。冊府元龜卷四八六、五八一—二頁。
- (48) 日野開三郎「租調(庸)と戸等」東洋史學一一、一九五四年。「玄宗時代を中心として見たる唐代北支禾田地域の八・九等戸について」社會經濟史學二—一五・六、一九五六年。
- (49) 松永雅生「均田制下に於ける唐代戸等の意義」東洋史學二—一九五五年。
- (50) 西村元佑「中國經濟史研究—均田制度篇—」第三篇第二章唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度、六四—一五三頁等。
- (51) 鈴木俊「唐の戸税と均田制」中央大學文學部紀要史學科一、一九五五年。「唐の戸等と税役」東方學會創立二十五周年記念東方學論集、一九七二年。
- (52) 文物一九七五—七、二二頁圖一六、一四頁解説。
- (53) 太平寰宇記卷一五六西州條には蒲昌縣を二郷とする。一郷は五里(五百戸)が標準。
- (54) 文物一九七五—七、一四頁。
- (55) 冊府元龜卷四八七、五八二九頁。
- (56) 「新疆出土文物」文物出版社、一九七五年、五九頁圖版九〇。人民畫報一九七五—一、四一頁歴史文物上圖。文物一九七三—

一〇、一三頁及び人民畫報は點籍録とし、「新疆出土文物」は點籍録とする。

57 文物一九七三一一〇、一三頁。

58 池田「8世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」ユーラシア文化研究一、一九六五年参照。

59 玉井是博「燉煌戶籍殘簡について」(支那社會經濟史研究)岩波書店、一九四二年所收)二五五—五七七頁。

60 鈴木俊「戶籍作製の年次と唐令」中央大學文學部紀要九、一九五七年。注(4)土肥義和論文(上)一一三—一六頁。

61 高昌縣籍坊勘地牒(64TAM35)、文物一九七三一一〇、一三頁。二三頁圖三五。

62 唐會要卷八五、二五五九頁。冊府元龜卷四八六、五八〇九頁。

63 唐會要卷八五、二五五九頁。冊府元龜卷四八六、五八〇九頁。

64 「籍帳集録」九一—一二頁。

65 唐會要卷八五、二五五九頁。冊府元龜卷四八六、五八一—二頁。

66 「籍帳集録」一六四—一五頁。

67 唐會要卷八五、二五五九頁。冊府元龜卷四八六、五八一—二頁。

68 王永興「敦煌唐代差科簿考釋」歷史研究一九五七—一二。

69 西村元佑「唐代敦煌差科簿の研究」西域文化研究第三<sup>吐魯番社</sup>會經濟資料下、一九六〇年。訂補を加え同著「中國經濟史研究—均田制度篇—」東洋史研究會、一九六八年所收。

70 日野開三郎「唐代租調府の研究II課輸篇上」一九七五年。

71 通典卷六、三三三頁。「唐令拾遺」六八〇—八一頁。

72 岸俊男「いわゆる「陸奥國戶籍」の殘簡」(日本古代籍帳の研究)所收)一七〇—一七三頁。

73 「籍帳集録」一七八頁。

74 「籍帳集録」二〇頁。

75 イ「籍帳集録」六三—六八頁。ロ同六九—七二頁。ハ同七一—七八頁。ニ本文五〇—一頁。ホ「籍帳集録」一四七—一八頁。ヘ本文六一—二頁。ト「籍帳集録」一五三—一六一頁。

76 「籍帳集録」一〇三—一一九—九九頁。

77 池田「中國古代の租佃契申」東洋文化研究所紀要六五、一九五五年、六三—四、七四—七頁。

78 唐長孺「關於武則天統治末年的浮逃戶」歷史研究一九六一—六。中川學「唐代之逃戶・浮客・客戶に關する覺書」一橋論叢五〇—三、一九六三年。張澤咸「唐代的客戶」歷史論叢一、一九六四年等參照。

79 「籍帳集録」七八—八八頁。

80 これら敦煌戶籍中の草案について筆者は一九六七年十一月の史學會東洋史部會で簡単な報告をおこなった(史學會第66回大會プログラム二—三頁。史學雜誌七六一—二、一九六七年、八〇頁)。これら草案の詳細な研究は註(4)土肥義和論文參照。

81 「籍帳集録」七九頁。

82 パリ佛國國立圖書館藏ベリオ將來敦煌漢文文獻(P三八—一三號背)、一五六—七一頁。

83 「唐令拾遺」戶令二二六—一三三頁。

84 原卷は開元十年懸泉鄉籍廢案(九紙、P三八九八+P三八七七A・P三八七七B)・中間一紙佚・開元年間燉煌縣籍草案(二紙、末紙一部存、S六二九八)・開元四年慈惠鄉籍抄錄(六紙、末紙大半缺、P三八七七C)を連貼し、その紙背に左端から右

方へ向け道宣「大唐内典錄」抄出文（大正藏經第五卷二二九頁中～三四〇頁中相當。但だ中間に現行本にみえぬ單本一切經序を含む）を書寫してある。

85 「籍帳集錄」七二―三頁・七五頁。

86 「籍帳集錄」一六〇頁。

87 「籍帳集錄」一〇三頁。

88 註(4)土肥義和論文(下)二三―一四四頁には給田記載の不一致を詳論し、前籍時に比し開元四年籍で已受田が大幅に減少したと解されるが、充分説得的ではない。本籍抄録が必要な個條のみを書抜いた點は疑いがないから、地段記載の若干を省いた可能性は否定し得ない。但だ董思勳戸のみは、土肥氏所論とは逆に集計記載の方が減少を示すので、該戸の手實に地段増加が存在したともみられる。

89 十周已上とは、任期十回以上の意であらうか。三〇年已上衛士に在勤せる者を放免したものとみられる。

90 差科簿にのせる衛士の年齢分布については89西村元佑論文五九一―六〇一頁、菊池英夫89論文一三三―三五頁参照。

91 岑仲勉「突厥集史」上巻、中華書局、一九五八年、四〇九―一〇頁。

92 資治通鑑（古籍出版社標點本）卷二二二、六七四―三頁。

93 岑仲勉「突厥集史」上巻、四二二―一九頁。

94 冊府元龜卷六八帝王部求賢二、七六二頁。唐大詔令集卷一〇二、五二―一頁は同詔を開元九年九月とする。

95 岑仲勉「隋唐史」高等教育出版社、一九五七年、三五七―八頁。

96 A 舊唐書卷四〇、一六四四頁・新唐書卷四〇、一〇四五頁。

B 元和郡縣志（商務印書館國學基本叢書本）卷四〇、一二六―一頁。C 通典卷一七四、九二―三頁。

97 謝稚柳「敦煌藝術敘錄」古典文學出版社、一九五七年、四〇二頁。

98 北原薰「唐代敦煌縣の論決せる笞杖刑文書二種―開元十四年理欠馬社錢牒案」中國前近代史研究一、一九七五年。

99 池田註(2)論文。

100 池田註89論文。

101 岡崎文夫「宇文融の括戸政策に就いて」支那學二―五、一九二二年。鈴木俊「宇文融の括戸について」和田博士還曆記念東洋史論叢、一九五一年。中川學「唐代における均田法・租庸調法の回復公布と括戸政策」一橋研究九、一九六二年。同「租庸調法から兩税法への轉換期における制度的客戶の租稅負擔」經濟學研究一〇、一九六六年。礪波護「唐の律令體制と宇文融の括戸」東方學報四一、一九七〇年。同「兩税法制定以前における客戶の稅負擔」東方學報四三、一九七二年。

102 礪波護「唐中期の政治と社會」岩波講座世界歴史5所收、一九七〇年。

103 Thomas THILO: Fragmente Chinesischer Haushaltsregister der Tang-Zeit in der Berliner Turfan-Sammlung. Mitteilungen des Instituts für Orientforschung. XVI-1, 1970. Nr. 4, S. 87-8, 100.

104 濱口重國「府兵制度より新兵制へ」（同「秦漢隋唐史の研究」上巻所收、一九六六年）。菊池英夫「府兵制度の展開」岩波講座世界歴史5所收、一九七〇年。

in the Gshika rtse region. It is not to be disregarded that when *Tu-fan* 吐蕃 rose, there was *Tu-yu-hun* 吐谷渾 between *Tu-fan* 吐蕃 and the Empire of *Tang* 唐.

Besides, *Xi-li* Country 悉立國, which was to the south-west of *Tu-fan* 吐蕃, may be Spa-gro in Bhutan, and *Zhang-qiu-bo* 章求拔, which was to the west of *Xi-li* Country 悉立國, was *Ljon rgyu pa* (roving tribe) and may be assumed to have lived in Sikkim district.

## A Study on the Existing Family Registers in *Kai-yuan* 開元 Era

### *On Ikeda*

In this article, I investigate the system for the family registration from the late seventh century to the mid-eighth century in *Tang* 唐 period, by reference to certain materials recently discovered in an old tomb of the Turfan basin and the registers in Japan in the beginning of the eighth century. Thus, I aim to make clear the actual conditions of the annual *shou shi* 手實, *ji zhang* 計帳 and *mao ding* 貞定, and the actual way of ranking of each family, which was practiced every three years. On the other hand, I modify partly the opinion of Mr. Shun Suzuki on the chronology of making registers in *Tang* 唐 period, and assume that the registers had been made in each year of the Ox, the Dragon, the Ram and the Dog from the start of *Tang* 唐 to the beginning of the twenties in *Kai-yuan* 開元 era, and then those practices were out of fashion in the twenties.

In the existing registers in *Dun huang* 敦煌 and Turfan, from the age of *Ze-tian wu-hou* 則天武后 up to the fourth year of *Kai-yuan* 開元, we find some conspicuous cases of the escape of the family-members and the false registration. Since the seventh or eighth year of *Kai-yuan* 開元, the enquiry of the family-members was promoted and the domicile of the family-members who had scattered before were put in order and in the ninth year of this era, there was a large-scale conscription of *wei shi* 衛士.

Thus, through the existing registers, we find that the famous *Kuo hu* 括戶 policy by *Yu wen-rong* 宇文融 concentrated on the enquiry and arrangement of the registers and that policy obtained good results in the western district of China as well.

**A Study of the Relations between the Mongols and  
Western Europe: a Reappraisal of Erchelthay's  
Letter Adressed to Louis IX**

*Tetsuo Ebisawa*

In 1248 while staying at Nicosia, Louis IX received a visit of two men, who professed themselves to be emissaries sent by Erchelthay, a Mongol general. They handed over a letter to him. It is generally described by European Orientalists that it was a genuine diplomatic document of the general intending to enter into an alliance with the Franks. But judging from the contents it is hardly likely that the letter was written and entrusted to them by the general himself. The author suggests such a hypothesis as follows.